

日本食普及の特別親善大使及び日本食普及の親善大使設置要綱

制定 平成 27 年 2 月 26 日 26 食産第 3953 号

農林水産省食料産業局長通知

改正 平成 28 年 9 月 28 日 28 食産第 2687 号

令和 2 年 4 月 1 日元食産第 5890 号

令和 4 年 7 月 13 日 4 輸国人第 28 号

令和 5 年 7 月 19 日 5 輸国人第 53 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、日本食・食文化や日本の農林水産物・食品（以下「日本食・食文化等」という。）の魅力を広く国内外に効果的に発信するため、「日本食普及の特別親善大使」（以下「特別親善大使」という。）及び「日本食普及の親善大使」（以下「親善大使」という。）を任命するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（役割）

第 2 条 特別親善大使は、日本食・食文化等の広告塔として国内外への情報発信等を行うものとする。

2 親善大使は、プロの視点に立って海外の日本料理関係者等へ助言することなどを通じて、国内外への日本食・食文化等の普及を行うものとする。

（要件）

第 3 条 特別親善大使は、次の全ての要素を有する芸能人・著名人とする。

(1) メディア露出度が高く、国内外において日本食・食文化等の魅力の効果的な発信を行うことが期待できる者であること。

(2) 「和」の持つ温かさ、奥ゆかしさ等のイメージを有していること。

(3) 国民の幅広い層から好感を得ており、海外においても知名度を有すること。

2 親善大使は、次の全ての要素を有する日本料理関係者等とする。

(1) 海外における日本食・食文化等の普及に係る取組につき実績を有すること。

(2) 国内外の日本食・食文化等に関わる事業者・有識者等とのネットワークを有すること。

(3) 国内外への情報発信力を有すること。

（任命）

第 4 条 特別親善大使は、前条第 1 項に規定する要件に該当する者のうちから本人の承諾を得て、農林水産大臣が 1 名に限り任命する。

2 親善大使は、前条第 2 項に規定する要件に該当する者のうちから本人の承諾

を得て、輸出・国際局長が任命する。

（任命の取消）

第5条 農林水産大臣は、第4条第1項の任命を受けた特別親善大使が次のいずれかに該当すると認めるときは、その任命を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項に規定する要件のいずれかに該当しないと認めるとき、その他農林水産大臣が日本食・食文化等の魅力発信に支障があるため解任が必要と認めるとき。
- (2) 任命された本人から辞任の申出があったとき。

2 輸出・国際局長は、第4条第2項の任命を受けた親善大使が次のいずれかに該当すると認めるときは、その任命を取り消すことができる。

- (1) 第3条第2項に規定する要件のいずれかに該当しないと認めるとき、その他輸出・国際局長が日本食・食文化等の魅力発信に支障があるため解任が必要と認めるとき。
- (2) 任命された本人から辞任の申出があったとき。

（活動）

第6条 特別親善大使及び親善大使は、日本食・食文化等の魅力発信に関し、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 農林水産省等が実施する事業等への協力
- (2) 自らの活動や各種メディアでの情報発信

（報酬）

第7条 特別親善大使に対する報酬については、特別親善大使又はその代理の者と輸出・国際局輸出企画課が協議して定めるものとする。

2 親善大使は、無報酬とする。ただし、農林水産省が実施する事業への協力に要する交通費等の実費を支弁することを妨げないものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、特別親善大使及び親善大使の設置に関し必要な事項は、輸出・国際局長が別に定める。